

高畠町空き家等除却事業補助金

補 助 内 容	「空き家」の除却(解体)費用を助成します。 ※空き家とは、「建築物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの」を言う。(空家等対策の推進に関する特別措置法第2条)
補 助 対 象 者	町税等を滞納しておらず、次の各号のいずれかに該当する方。 ① 登記簿に記載されている空き家等の所有者(ただし、所有者が死亡している場合は、相続の権利を有する者) ② 本町の固定資産税課税台帳に登録されている空家等の所有者又は納税義務者若しくは納税管理人
補 助 対 象 空 き 家 等	次に掲げる要件のいずれにも該当するもの。 ① 町が空き家等と認めたもので、1年以上使用されていない建物であること。 ② 公共事業等の補償の対象となっていないこと。 ③ 高畠町空き家等条例第8条第2項に規定する勧告を受けたものでないこと
補助対象工事 及 び 経 費	<u>補助対象者が発注する補助対象空き家等の除却工事</u>であり、交付対象となる経費は下記のとおり。 ① 解体に必要な届出・調査費 ② 解体・除却に要する工事費 ③ 解体による廃材等の収集運搬・処分費
補 助 金 額	事業に要する費用の 10 分の 1 上限 10 万円 (1,000円未満切捨) ★予算が上限に達した際終了となります。 

お問い合わせ : 山形県高畠町建設課 都市住宅係

☎0238-52-4481

高畠町空き家等除却事業補助金

《通常 確認事項・手順表》

事前確認	補助内容等	▶別紙『交付規程』⇒「第1条」
	補助対象空き家	▶別紙『交付規程』⇒「第2条」
	補助対象者	▶別紙『交付規程』⇒「第3条」
	補助対象工事等	▶別紙『交付規程』⇒「第4条」、「第5条」
	補助金額	▶別紙『交付規程』⇒「第6条」
申請者	交付申請 ！着工前！	▶別紙『交付規程』⇒「第7条」 ◎提出書類 ☐ 補助金交付申請書【様式第1号】 ☐ 対象経費の見積(内訳)書の写し ☐ 対象空き家の位置図及び配置図 ※位置図は住宅地図可 ☐ 登記事項証明書(未登記の場合は土地家屋名寄帳) ☐ 1年以上使用されていない建物であることを証明する書類 ☐ 工事前の写真 ※A4用紙に3枚程度の大きさと、 各施工箇所につき2方向以上撮影 ☐ 個人情報の取得に関する承諾書 ☐ 各同意書(7条-6号、7条-7号)
町	交付決定	▶別紙『交付規程』⇒「第8条」 ◎申請書等審査、書類確認、現地調査後、「交付決定通知書」にて 申請者へ通知。 ※交付決定通知の到着後に、補助対象工事を開始してください。 ※申請内容に変更等がある場合は、お早めにご連絡ください。※規程第10条
申請者	実績報告 ！30日以内！	▶別紙『交付規程』⇒「第10条」 ◎提出書類 ☐ 実績報告書【様式第5号】 ☐ 対象経費の請求書又は領収書等の写し ☐ 工事状況写真(施工中～完了後) ☐ 廃棄物処分に関する処分証明書類 ※廃棄物マニフェスト等
町	補助金の確定	▶別紙『交付規程』⇒「第11条」 ◎報告書等審査、書類確認、現地調査後、「交付確定通知書」にて 申請者へ通知。
申請者	交付請求	▶別紙『交付規程』⇒「第12条」 ◎上記交付確定後、「交付請求書【様式第7号】」に必要書類を添付し提出。
町	助成金の振込	▶上記の交付請求書提出後、振込み手続き開始。 約10日～14日以内に振込み。